

平成19年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第21804号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年2月26日

判

決

東京都調布市国領町4

原

告

m r k o n o

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被

告

東

京

都

同 代 表 者 知 事

石

原

慎 太 郎

同 指 定 代 理 人

森

弘

同

幸

田

宏

同

島

貫

匡

同

寺

野

彰

主

文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成15年10月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、原告と被告との間で係属していた訴訟において、被告の指定代理人が不当に勝訴しようと企て虚偽の事実を記載した準備書面及び答弁書（以下「主張書面」ともいう。）を作成し、陳述したが、このような行

行為は有印虚偽公文書作成、同行使罪及び詐欺罪に当たり、また、原告の名誉を毀損するものであるとし、被告の上記行為によって原告は精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、不法行為（国家賠償法1条1項又は民法715条、709条に基づくものと解される。）に基づき、慰謝料1億円のうち10万円及びこれに対する不法行為の日である平成15年10月6日（上記虚偽事実が記載されたと主張する後記C事件の控訴審答弁書の日付け）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、認定事実末尾に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実）

（1）当事者

ア 原告は、タクシー乗務員である。

イ 被告は、被告を当事者とする訴訟について、その公務員を指定代理人として訴訟の追行をする者である。

（2）本件に至る経緯

ア(ア) 原告は、平成9年2月12日、被告に対し、原告が平成5年11月2日にタクシーを運転中に追突されて受傷した交通事故に関し、警視庁葛西警察署（以下「葛西警察署」という。）の司法警察員が検察官に対する同事故の事件送致を遅らせたこと及び同署が必要書類の送付を遅延したため交通事故証明書の発給が遅れたことなどを理由として、慰謝料1000万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起した（同裁判所平成9年(ワ)第2543号。甲4。以下「A事件」という。）。

(イ) A事件において被告の指定代理人であった秋山哲也ほか4名が作成し、陳述した平成9年7月2日付け準備書面には、「同年（平成5年）12月14日、原告から、平成5年10月8日付け松田病院作成

の診断書2通（このうち1通は、訴外進藤の診断書である。）及び平成5年1月2日付け田中病院作成の診断書1通が郵送された」との記載部分がある（甲1）。被告は、同事件において、同署は上記郵送を受けた翌日に同書類を自動車安全運転センターに送付したから事務処理に遅延はない旨主張し、書証として各診断書を提出したが、田中医院のものは写しであった。また、被告は、上記各診断書と共に平成5年12月13日付けの郵便に関する料金の納付を表す証票が貼付され、同月14日付けの通信日付印が押捺された封筒を提出した（乙2）。

(ウ) 東京地方裁判所は、平成9年10月15日、上記被告の主張事実を原告があえて争わないと述べたことなどから、これを前提に、交通事故証明書の発給が原告主張の損害との関係で遅延したとはいえないとして原告の請求を棄却し、同判決は確定した（甲4、乙1）。

イ(ア) 原告は、被告に対し、平成12年5月8日、被告がA事件において原告による診断書の送付が平成5年12月14日であった事実を立証すべく提出した封筒は被告によって証票及び日付印を偽造又は変造されたものであり、その証拠偽造行為によって原告はA事件の貼用印紙代5万7600円その他の損害を被ったと主張して、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した（同裁判所平成12年(ウ)第8985号。乙2。控訴審及び上告審を含めて、以下「B事件」という。）。

(イ) B事件において被告指定代理人であった秋山哲也、野上三恵ほか2名が作成し、陳述した平成12年9月12日付け準備書面には、「尤も、（平成5年）12月14日に郵送された封筒には、松田病院診断書（原本）の他、田中医院診断書（原本）のコピーが在中しており」との記載部分がある（甲2）。

(ウ) B事件を審理した東京地方裁判所は、証票や封筒の日付印が偽造又

は変造された形跡は認められない等として原告の請求を棄却した（乙2）。原告は、上記判決を不服として東京高等裁判所に控訴した（同裁判所平成12年(ネ)第5893号）が、同裁判所は、原審と同様の理由により控訴を棄却し（乙3），原告が最高裁判所に上告をした（平成13年(オ)第910号）ところ、同裁判所は、上告理由なしとして上告棄却の決定をした（乙4）。

ウ(ア) 原告は、被告に対し、平成15年2月27日、平成5年の事故直後に葛西警察署長が原告が発した内容証明郵便を受領拒否したことが請願権侵害の不法行為に当たるなどとして、東京簡易裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した（同裁判所平成15年(ハ)第2292号。乙5。控訴審も含めて、以下「C事件」という。）。

(イ) C事件において被告指定代理人であった野上三恵ほか3名が作成し、陳述した平成15年4月18日付け答弁書には、「同年（平成5年）12月14日、原告から、松田病院作成の診断書のコピー2通（このうち1通は、原告運転のタクシーの乗客のもの。）及び田中病院作成の診断書のコピー1通が郵送された」との記載部分がある（甲3の1）。

(ウ) C事件を審理した東京簡易裁判所は、平成15年6月27日、原告のC事件の請求の要旨はA事件の請求と同一であると判断し、口頭弁論終結後の新たな事由の主張でもないことを理由に原告の請求を棄却した（乙6）。原告は、上記判決を不服として東京地方裁判所に控訴をした（同裁判所平成15年(レ)第328号）。控訴審において指定代理人が作成し、陳述した同年10月6日付け答弁書には「被控訴人の主張及び立証は、原審における主張及び立証のとおりであるから、これを援用する。」との記載がある（甲3の2）。同裁判所は、同年12月1日、原審と同様、原告の請求はA事件判決の既判力に抵触する

と判断して控訴を棄却し、同判決は確定した（乙7、8）。

3 争点

- (1) 被告指定代理人がA事件ないしC事件の主張書面を作成し、陳述したことが不法行為を構成するか。

(原告の主張)

ア 原告が診断書のコピーを葛西警察署に提出した事実はない。それにもかかわらず、被告は、原告との訴訟において、原告が診断書のコピーを提出したとの虚偽事実を捏造、主張して不当に勝訴しようと企図した。被告の上記行為は刑法246条2項の訴訟詐欺（第三者詐欺）に該当し、同時に不法行為を構成することに疑いの余地はない。

イ 被告の指定代理人は、A事件においては松田病院診断書2通と田中医院診断書1通のすべてが原本と主張し（甲1）、B事件においては松田病院診断書2通の原本と田中医院診断書のコピー1通と主張し（甲2）、C事件においては松田病院診断書2通及び田中医院診断書1通のすべてがコピーであると主張して（甲3の1）、その主張を変遷させている。これが被告による虚偽事実の捏造であることは明らかである。

ウ また、被告指定代理人が主張書面を陳述し、捏造した虚偽事実を公開法廷で主張することは、とりもなおさず「原告が虚偽の主張を行っている=嘘吐き」という主張となるのであり、原告に対する著しい名誉毀損行為である。

(被告の主張)

ア 不法行為の成立は争う。被告が虚偽事実を捏造したとの主張は否認する。また、原告が、診断書のコピーを葛西警察署に郵送した事実がなかったとの点も否認する。

イ AないしC事件いずれの事件においても、松田病院診断書及び田中医院診断書が原本であるかコピーであるかは、それぞれの事件の判決に何

ら影響を与えていない。したがって、被告が原告の指摘する記載によって確定判決を不当に取得していないことは明らかである。

(2) 原告が被った精神的損害の程度。

(原告の主張)

原告は、東京都の犯罪行為により、筆舌に尽くし難い有形無形の苦痛を被り、また名誉権を侵害された。もとよりこれらの損害は容易に金銭に換算できるものではないが、少なく見積もっても1億円を下るものではない。原告は、本件において、上記損害のうち10万円についての支払を求めるものである。

(被告の主張)

原告主張の損害は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告指定代理人がA事件ないしC事件の主張書面を作成し、陳述したことが不法行為を構成するか。)について

ア 原告の主張は、要するに、原告が松田病院及び田中医院の各診断書についてはコピーを提出したことがないにもかかわらず、被告指定代理人が複数の訴訟においてその旨の記載のある主張書面を作成、陳述し、また、その内容が訴訟によって異なることから、被告指定代理人は事実を捏造して不当に勝訴を得ようとし、あるいは訴訟詐欺行為をしたものとして、これが訴訟の相手方である原告に対する不法行為に当たるとするものと解される。これに対し、被告は、事実の捏造をしたことではなく、本件において不法行為は成立しないとして原告の主張を争う。

イ 前記前提事実によれば、A事件ないしC事件の被告指定代理人は、各事件において平成5年12月14日に原告が松田病院及び田中医院の各診断書を提出したとの記載がある主張書面を作成し、陳述したこと、しかし、提出された各診断書が原本であったかコピーであったかについての記載に

は主張書面間に相違があることが認められる。そして、原告が提出した上記各診断書が原本であったかコピーであったかという社会的事実は一つであることからすれば、被告指定代理人が作成し、陳述した上記主張書面における記載中には、少なくとも客観的な社会的事実に合致しないものが含まれていることになる。

しかしながら、前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、A事件及びB事件においては診断書の提出時期が争点とされていたものであって、それらの診断書が原本であったかコピーであったかについては特段問題とされていないこと、C事件の判決においては原告の請求が既判力によって排除されており、上記の点について特段の争点とはなっていないことが認められ、いずれの事件においても原告から提出された松田病院及び田中医院の各診断書が原本であったかコピーであったかという点は、各事件の裁判所の判断に影響を及ぼすものではなかったものと認められる。

そして、各事件の被告指定代理人が作成し、陳述した主張書面の内容に前記のような相違が生じた理由は明らかではないものの、上記のとおり、その相違する事実主張の内容が当該事件の結論に影響を及ぼすものではないことからすれば、被告指定代理人において、不当に勝訴をするために、あえて上記の点の事実を捏造して主張しなければならない理由があるとは認められない。また、他に、被告指定代理人が、不当に勝訴することを企図して主張を変遷させたことを認めるに足りる証拠はない。以上のことからすれば、被告指定代理人が作成し、陳述した主張書面の間に上記のような事実主張の相違が認められるとしても、そのことが、原告が主張する被告指定代理人による不当な勝訴の取得ないし訴訟詐欺行為に当たるものと認めるることはできず、また、そのことによって、原告の権利利益が侵害されたものと認めることもできない。そうすると、社会的事実として原告が提出した上記各診断書が原本であったかコピーであったかはともかく、被

告指定代理人が上記の主張書面を作成し、陳述したことに関して不法行為が成立すると認めることはできず、原告の前記主張は、採用することができない。

2 また、原告は、被告指定代理人が主張書面を陳述し虚偽事実を公開法廷で主張することは、原告に対する著しい名誉毀損行為であると主張する。

しかしながら、不法行為の被侵害利益としての名誉（民法710条、723条）とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことであり（最高裁昭和61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照），名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為のことにはかならない（最高裁平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2024頁）。そして、民事訴訟においては、当事者双方が互いの主張を交えるものであり、双方の事実主張に食違いが生ずることは一般にみられるところであるから、被告指定代理人が原告の主張と異なる事実主張をしたとしても、そのことをもって直ちに原告の社会的評価が下がるものとは認められない。また、本件において問題とされている原告提出の診断書が原本であったかコピーであったかという事実についてみても、それ自体が原告の社会的評価に影響を及ぼすようなものとは認めることができない。したがって、被告指定代理人が前記主張書面に基づき主張をすることが原告の名誉を毀損するものであるとの原告の主張は、採用することができない。

3 よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁判長裁判官 石 井 忠 雄

裁判官 飯野里朗

裁判官 鈴木綱平

これは正本である。

平成19年3月26日

東京地方裁判所民事第33部

裁判所書記官 村松泰子

